

平成23年12月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区本町三丁目12番1号
株式会社 A C K グ ル ー プ
代表取締役社長 廣 谷 彰 彦

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年12月19日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年12月20日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区本町三丁目12番1号
住友不動産西新宿ビル6号館 株式会社ACKグループ 2階 会議室
〔会場は4階から2階に変更となっております。〕
〔末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。〕
3. 目的事項
報告事項 1. 第6期（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 補欠取締役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
4. その他の株主総会招集に関する事項
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
1. 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ack-g.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年10月1日から平成23年9月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

東日本大震災により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された地域のみなさまに心よりお見舞い申し上げます。東日本大震災における復旧・復興事業は建設コンサルタントをコアとする我々が果たすべき使命であり、国内外の技術を結集し、その責任を全うする所存であります。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、リーマンショック以降の低迷から緩やかながらも回復基調にあったものの、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災及び福島原発事故により深刻な影響を受けたことに加え、ギリシャ問題に端を発した金融不安の増幅と円高進行などにより、不透明な状況にあります。

このような環境のなか、国内事業においては、公共事業関係予算の削減を背景に上期の受注高の落ち込みにより当連結会計年度の完成業務が減少し、売上高は大幅に減少いたしました。また、海外事業においては、ベトナム国の鉄道(メトロ)事業、港湾事業で大型受注に成功するなど受注高は堅調に推移しておりますが、工期が長期に渡るため、当連結会計年度の売上貢献は一部であり、また、円高の影響も加わり、売上高は前連結会計年度を下回りました。

円高は、営業外費用の為替差損計上にも影響し、経常利益の悪化要因となっております。

特別損失においては、東日本大震災により当社所有のOC仙台ビルが被災し、「減損損失」3億34百万円を計上し、また、その復旧費用等(取引先・従業員支援費用を含む)1億32百万円を「災害による損失」に計上し、当期純損失を計上する結果となりました。また、当連結会計年度の不振を踏まえ、期中において対策を検討して、翌連結会計年度以降のコスト体質を強化させるため、拠点戦略・人員構成の見直しを行いました。これらの施策費用(事務所移転費用2億81百万円、退職特別加算金等63百万円)を特別損失に計上しております。

これらの結果、受注高は338億15百万円(前連結会計年度比1.3%増)、売上高288億1百万円(同8.2%減)、営業利益1億76百万円(同62.6%減)、経常利益1億2百万円(同77.4%減)、当期純損失9億42百万円(前連結会計年度は当期純利益1億50百万円)となり

ました。翌連結会計年度に繰越された受注残高は310億18百万円（前連結会計年度比19.3%増）と大幅に増加いたしました。この繰越受注残高の大部分は翌連結会計年度の売上高に貢献いたします。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の金額は190百万円で、主な内訳は次のとおりであります。

業務用ソフトウェア	81百万円
情報通信機器及び周辺機器の購入	72百万円

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、コミットメントライン契約、当座借越契約並びに長期借入契約を締結しており、資金需要に備えております。

当連結会計年度において流動性リスクを低減させるために、私募債の発行及び長期借入を行い、一部において資金調達の固定化を図っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

2. 主要な事業内容（平成23年9月30日現在）

当社グループは国内外において、社会基盤の整備から維持管理に至るコンサルティング事業、人材、業務プロセスに関わるマネジメントなど幅広い知的サービスの提供並びに建設・建築に関わる工事、リサイクル、環境事業を行っております。また、これらに関連する情報システム、ソフトウェアの研究開発、販売も行っております。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	単 位	第3期	第4期	第5期	第6期 (当連結会計年度)
受 注 高	千円	23,804,252	28,209,150	33,380,079	33,815,096
売 上 高	千円	26,380,716	29,911,302	31,375,059	28,801,027
経 常 利 益	千円	445,395	466,528	455,286	102,679
当期純利益又は当 期純損失(△)	千円	57,954	136,426	150,622	△942,228
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	円	10.33	24.83	27.41	△180.01
総 資 産	千円	17,389,951	19,353,951	18,548,248	17,838,483
純 資 産	千円	6,173,682	6,275,070	6,401,554	5,321,441
1株当たり 純 資 産 額	円	1,065.17	1,082.05	1,104.11	981.96

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	単 位	第3期	第4期	第5期	第6期 (当事業年度)
営 業 収 益	千円	842,900	663,518	754,134	754,181
経 常 利 益	千円	323,026	199,252	239,330	302,524
当期純利益	千円	4,699	217,431	150,646	247,551
1株当たり 当期純利益	円	0.84	39.57	27.42	47.29
総 資 産	千円	9,727,853	8,059,223	8,481,711	10,732,942
純 資 産	千円	4,827,861	4,998,027	5,117,901	5,214,340
1株当たり 純 資 産 額	円	878.63	909.62	931.45	1,028.16

4. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
㈱オリエンタルコンサルタンツ	500百万円	100.0%	社会環境整備に係る事業の知的サービスを提供するグローバルな総合コンサルタント等
大成基礎設計㈱	450百万円	100.0%	地質・土質調査、環境・環境浄化、構造物調査・リニューアル、水理解析等
㈱エイテック	95百万円	100.0%	建設調査・設計・監理、GIS、空間情報、測量・計測、交通観測・解析、情報処理、機器販売・レンタル等
㈱中央設計技術研究所	30百万円	61.7%	上下水道、廃棄物、環境、情報に関する調査・計画・設計、維持・運営マネジメント等
㈱アサノ建工	50百万円	100.0%	水資源関連工事、地質・土壌調査、解体工事、温泉工事、水道・小水力発電等
吉井システムリサーチ㈱	10百万円	100.0%	建設マネジメント、計測制御、資産管理等に関する多様なITソリューションの提供等
㈱オリエスシェアードサービス	10百万円	100.0%	「人材」及び「業務プロセス」に係るアウトソーシング、リソースマネジメント、人材派遣等

5. 対処すべき課題

世界の知的産業において激化する技術競争に勝ち続けるために、下記の施策を実施いたします。

- ① 海外・国内民間市場、特に主として海外民間分野や「パッケージ型インフラの海外展開」にも対応して、その拡大・強化などを推進するため「成長戦略事業準備室」を設置し、運営維持管理までの一体的なサービスへ領域を拡大してまいります。
- ② 海外分野で本邦トップクラスの㈱オリエンタルコンサルタンツGC事業本部をコアとして、政府の海外投資に対するシェア拡大による受注強化を目指してまいります。
- ③ 国内公共市場におけるニーズの変化を先取りし、受注額拡大を目指してまいります。また、PFI・PPP等、民間資金・ノウハウの公共への活用に関する業務の受注を拡大・強化してまいります。
- ④ グループ内シナジー効果が期待される国内民間分野では、環境・エネルギー分野における受注強化、及び差別化技術の構築を目指してまいります。
- ⑤ 研究開発はこれまで以上に強化し、差別化技術の創出を目指してまいります。
- ⑥ 生産・原価・利益管理の徹底による赤字プロジェクトの削減、内製化による外注費削減、業務の効率化、その他経費の見直しと高付加価値業務の創出による原価率の低減を図ってまいります。
- ⑦ 人材育成は、グループ各社においてPDCAサイクルに基づく継続的な改善を推進するとともに、当社グループ全体では㈱ACKグループ主導のもと、若手・幹部・上級の各層を対象に人材育成を強化してまいります。

6. 主要な事業所（平成23年9月30日現在）

㈱ACKグループ（当社）	本社：東京都渋谷区
㈱オリエンタルコンサルタンツ	本社：東京都渋谷区 他2事業本部・10支店・39事務所、9海外事務所
大成基礎設計㈱	本社：東京都文京区 他10支社・事業部、25事務所・営業所・研究所
㈱エイテック	本社：東京都渋谷区 他2支社、10支店・営業所
㈱中央設計技術研究所	本社：石川県金沢市 他26事務所
㈱アサノ建工	本社：東京都文京区 他4支店・事業部
吉井システムリサーチ㈱	本社：福岡県福岡市 他1支社、2営業所・センター
㈱オリエスシェアードサービス	本社：東京都渋谷区

7. 使用人の状況（平成23年9月30日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,596名	2名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は含まれておりません。

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減
12名	3名減

8. 主要な借入先の状況（平成23年9月30日現在）

借 入 先	借 入 額
(株)三井住友銀行 (注1,2)	1,260,000千円
(株)三菱東京UFJ銀行 (注1,2)	896,400千円
明治安田生命保険(相)	500,000千円
日本生命保険(相)	400,000千円
中央三井信託銀行(株) (注1)	357,600千円
(株)みずほ銀行	300,000千円
(株)伊予銀行 (注1)	36,000千円

(注) 1. シンジケートローンによるものであります。

2. 上記借入額には、下記社債の当期末残高が含まれております。

(株)三井住友銀行保証付及び適格機関投資家限定無担保社債 900,000千円

(株)三菱東京UFJ銀行保証付及び適格機関投資家限定無担保社債 630,000千円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項

1. 株式の状況（平成23年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,840,420株（自己株式を含んでおります）
- (3) 株主数 2,066名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
A C K グ ル ー プ 社 員 持 株 会	606,220	11.9
オ リ エ ン タ ル 白 石 株 式 会 社	250,000	4.9
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	223,600	4.4
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	184,000	3.6
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	178,800	3.5
清 野 茂 次	141,000	2.7
三 井 生 命 保 険 株 式 会 社	140,000	2.7
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	140,000	2.7
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	126,000	2.4
竹 田 和 平	100,000	1.9

- (注) 1. 持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて記載しております。
2. 持株比率は自己株式（768,881株）を控除して算定しております。
3. 当社は、自己株式を768,881株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 新株予約権等の状況（平成23年9月30日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当社役員の区分ごとの個数及び保有者数
該当事項はありません。
- (3) 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (4) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社員の状況

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成23年9月30日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
廣 谷 彰 彦	代表取締役	社長 ㈱オリエンタルコンサルタンツ代表取締役会長
野 崎 秀 則	取 締 役	連携推進担当 ㈱オリエンタルコンサルタンツ代表取締役社長
平 山 光 信	取 締 役	統括管理本部長、大成基礎設計㈱代表取締役社長
千 葉 俊 彦	取 締 役	経営企画本部長 ㈱オリエンタルコンサルタンツ代表取締役GC事業本部長
藤 澤 清 司	常 勤 監 査 役	㈱オリエンタルコンサルタンツ社外監査役
岸 和 正	監 査 役	㈱オリエスシェアードサービス監査役 東京富士法律事務所パートナー弁護士 持田製薬㈱社外取締役
吉 川 修 二	監 査 役	

(注) 監査役 藤澤清司氏、岸和正氏及び吉川修二氏の3名は、社外監査役であります。また当社は3名を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

3. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	47,799千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	17,933千円 (17,933千円)
合 計	8名	65,732千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年7月13日開催の㈱オリエンタルコンサルタンツの臨時株主総会において承認された株式移転計画において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と定められております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年7月13日開催の㈱オリエンタルコンサルタンツの臨時株主総会において承認された株式移転計画において年額40百万円以内と定められております。
3. 平成22年12月21日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 平成21年12月22日開催の第4回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、取締役1名3,900千円、社外監査役2名915千円であります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

- (2) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

4. 社外監査役に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役 藤澤清司氏は、当社の子会社である㈱オリエンタルコンサルタンツ社外監査役、㈱オリエスシェアードサービス監査役を兼任しております。また、監査役 岸和正氏は、東京富士法律事務所パートナー弁護士及び持田製薬㈱の社外取締役を兼任しております。当社は、持田製薬㈱とは特別の関係はありません。

- (2) 当事業年度における主な活動状況

	取締役会(16回開催)			監査役会(12回開催)			発言状況
	任期中の開催数	出席回数	出席率	任期中の開催数	出席回数	出席率	
監査役 藤澤清司	16回	16回	100%	12回	12回	100%	主に豊富なビジネス経験及び経験を通じて培った幅広い識見をもとに発言を行っております。
監査役 岸 和正	16回	16回	100%	12回	12回	100%	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 吉川修二	16回	15回	94%	12回	11回	92%	主に企業経営の経験者として、幅広い視野と豊かな経験をもとに発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

- (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役 藤澤清司氏、岸和正氏及び吉川修二氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| (1) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 25百万円 |
| (2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合に、監査役会が会計監査人の解任を検討するほか、監督官庁から業務停止処分を受ける等、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合、監査役会の同意又は請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役・使用人は、内部統制規則及びコンプライアンス経営規則に従い、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - ② コンプライアンスの統括部署となる統括管理本部は、コンプライアンスに関する取り組みについて統括し、また取締役・使用人に対してコンプライアンス教育を行う。
 - ③ 内部監査部門として執行部門から独立した監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - ④ 取締役・使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに情報管理責任者に報告し、またこれらの法令違反その他重要な事実発見の漏れをなくすための仕組み（社内通報規定）により補完する。
 - ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報規定の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規則及び情報セキュリティ規則に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができる。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 業務の執行に付随するリスクについては、リスク管理規則に従い、管理を行う。
 - ② リスク管理方法等については、適宜見直しを行うこととし、特に業務の遂行については、安全性確保・品質向上に向けた対応を強化する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
 - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
 - ③ 取締役会は、経営方針の下に経営目標・予算の策定・見直しを行い、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
 - ④ 取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築する。
 - ⑤ 取締役の業務執行機能を高めるため、執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図る。

- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ共通の経営方針をグループ全体へ周知徹底することで、当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
 - ② 当社の取締役及びグループ会社の代表取締役が参加するグループ経営会議を、定期的（1回/1ヶ月程度）及び臨時に開催することで、当社及びグループ会社間の情報の共有を図る。
 - ③ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する関係会社管理規則に従い、グループ会社各社で管理すべき事項を定める。
 - ④ 監査室は、グループ会社における内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - ⑤ 当社及びグループ内における法令違反及びその他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに報告する体制を整備する。
 - ⑥ 当社及びグループ会社の監査役は、定期的に会合をもち、監査環境の整備状況等について意見交換を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の指揮命令権を監査役におき、任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を聴取し、取締役と意見交換をした上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、取締役会、グループ経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に拘わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は監査役監査規定に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対しその説明を求めることができる。
- ② 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人等と協議又は意見交換を行い、監査に関する相互補完を行う。
- ③ 監査役は、当社及びグループ各社の代表取締役と定期的に会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- ④ 監査役の過半数は社外監査役とすることで、対外への透明性を担保する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ② 監査室は、每期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及びグループ会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成22年11月18日開催の当社取締役会において、買収防衛策の更新を決議し、同年12月21日開催の定時株主総会において、買収防衛策の有効期限を同定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会（平成25年9月期に関する定時株主総会）の終結の時までとする旨決議されました。なお買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.ack-g.com/>）において、全文を掲載しております。

(1) 基本方針の概要

当社は、建設コンサルタント業務を主軸とした公共・公益事業に関するコンサルタント業務を展開しており、極めて公共性が高い企業であると認識しております。また、その経営にあたっては、かかる業務に関する十分な理解と顧客・従業員及び取引先等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係が不可欠となり、これらなくしては企業価値の向上と株主の皆様の利益に貢献することはできないものと考えております。したがって、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「買収防衛策」という。）を策定いたしました。

当該対応策においては、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものであります。

(3) 取締役会の判断

前記(2)の買収防衛策については、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、大量買付者に対して情報提供を求めるとともに、大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する場合に対抗措置を発動することを定めるものであり、前記(1)の基本方針に沿ったものであります。またその継続については、株主の皆様の意思を尊重するため、株主総会での承認をその継続条件としており、さらに取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、対抗措置の発動を決議することとしているため、その運営は透明性をもって行われます。

したがって、当社取締役会は、当該買収防衛策が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社社員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(平成23年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,135,138	流 動 負 債	9,370,766
現金及び預金	1,267,167	支払手形及び買掛金	1,475,355
受取手形及び売掛金	5,182,188	短期借入金	1,670,000
商 品	9,258	1年内償還予定の社債	340,000
未成業務支出金	5,532,595	未払法人税等	60,874
繰延税金資産	459,947	未 払 金	691,754
その他	691,492	未 払 費 用	237,587
貸倒引当金	△7,510	未成業務受入金	3,834,775
固 定 資 産	4,677,847	賞与引当金	326,601
有 形 固 定 資 産	2,057,083	受注損失引当金	287,258
建物及び構築物	820,500	そ の 他	446,558
機械装置及び運搬具	44,699	固 定 負 債	3,146,275
工具、器具及び備品	176,393	社 債	1,190,000
土 地	976,522	長期借入金	550,000
リース資産	21,551	退職給付引当金	560,695
建設仮勘定	17,416	役員退職慰労引当金	220,707
無 形 固 定 資 産	1,162,147	負 の の れ ん	258,721
ソフトウェア	196,918	繰延税金負債	303,996
の れ ん	798,828	そ の 他	62,155
そ の 他	166,400	負 債 合 計	12,517,041
投資その他の資産	1,458,616	純 資 産 の 部	
投資有価証券	149,049	科 目	金 額
長期貸付金	20,996	株 主 資 本	4,978,818
差入保証金	913,334	資 本 金	503,062
繰延税金資産	333,060	資 本 剩 余 金	748,244
破産更生債権等	26,343	利 益 剩 余 金	4,019,895
その他	38,934	自 己 株 式	△292,383
貸倒引当金	△23,103	その他の包括利益累計額	1,214
繰 延 資 産	25,496	その他有価証券評価差額金	1,214
社債発行費	25,496	少 数 株 主 持 分	341,409
資 産 合 計	17,838,483	純 資 産 合 計	5,321,441
		負 債 純 資 産 合 計	17,838,483

連結損益計算書

(自 平成22年10月1日)
(至 平成23年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		28,801,027
売上原価		21,691,900
売上総利益		7,109,126
販売費及び一般管理費		6,933,039
営業利益		176,087
営業外収益		
受取利息配当金	12,109	
負のれん償却額	73,920	
受取保険配当金	24,918	
保険解約返戻金	10,599	
その他	33,709	155,256
営業外費用		
支払利息	48,733	
為替差損	144,206	
支払手数料	10,943	
支払保証料	9,319	
その他	15,462	228,664
経常利益		102,679
特別利益		
固定資産売却益	423	423
特別損失		
投資有価証券評価損	12,067	
固定資産売却損	5,546	
固定資産除却損	31,380	
減損損失	334,461	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	26,692	
災害による損失	132,458	
退職特別加算金	63,104	
事務所移転費用	281,069	886,781
税金等調整前当期純損失		△783,678
法人税、住民税及び事業税		100,179
法人税等調整額		50,063
少数株主損益調整前当期純損失		△933,921
少数株主利益		8,307
当期純損失		△942,228

連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年10月1日)
(至 平成23年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年9月30日残高	503,062	748,244	5,003,333	△177,737	6,076,903
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△41,209	－	△41,209
当期純損失	－	－	△942,228	－	△942,228
自己株式の取得	－	－	－	△114,646	△114,646
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△983,438	△114,646	△1,098,084
平成23年9月30日残高	503,062	748,244	4,019,895	△292,383	4,978,818

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成22年9月30日残高	△10,272	△10,272	334,923	6,401,554
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△41,209
当期純損失	－	－	－	△942,228
自己株式の取得	－	－	－	△114,646
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	11,486	11,486	6,485	17,972
連結会計年度中の変動額合計	11,486	11,486	6,485	△1,080,112
平成23年9月30日残高	1,214	1,214	341,409	5,321,441

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

(2) 連結子会社の名称

(株)オリエンタルコンサルタンツ、大成基礎設計(株)、(株)エイテック、(株)中央設計技術研究所、(株)アサノ建工、吉井システムリサーチ(株)、(株)オリエスシェアードサービス他1社

(3) 主要な非連結子会社

アキバ建設エンジニアリング(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称 アキバ建設エンジニアリング(株)

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称 (株)パセット

(3) 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、大成基礎設計(株)については、従来8月31日を決算日としておりましたが、当連結会計年度より決算日を9月30日に変更しております。この結果、当連結会計年度は、平成22年9月1日から平成23年9月30日までの13ヶ月間となります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

①時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）によっております。

②時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ たな卸資産

①商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

②未成業務支出金

個別法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	3～15年
工具、器具及び備品	3～15年

②無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に11年）により、それぞれ発生の連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に8年、9年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

また、一部の子会社は退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当連結会計年度末自己都合要支給額としております。

⑤役員退職慰労引当金

連結子会社の役員退職慰労金（委任型の執行役員を含む）の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の処理方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 売上高及び売上原価の計上基準

①建設コンサルタント業務に係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる業務については、業務進行基準（業務の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の業務については、業務完成基準を適用しております。

②工事契約及び受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他については工事完成基準を適用しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、20年以内でその効果の発現する期間（のれん5年、10年、負ののれん8年）にわたって均等償却しております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益が5,615千円減少し、税金等調整前当期純損失が15,762千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「差入保証金」が72,319千円減少しております。

表示方法の変更

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。

追加情報

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令(平成22年9月30日 平成21年法務省令第33号)を適用し、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書において「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」と表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,509,633千円 |
| 2. 担保資産及び対応債務 | |
| 定期預金 | 30,000千円 |

上記資産については、当座借越契約に基づいて担保として提供しております。なお、当連結会計年度末の当座借越残高はありません。

3. 財務制限条項

当社グループの有利子負債等には財務制限条項があり、当社グループはこの財務制限条項に従っています。主な財務制限条項は次の通りですが、これらに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) コミットメントライン契約(融資枠6,000,000千円、

平成23年9月30日残高720,000千円)

- ① 各決算期末日の連結財務諸表及び当社単体の財務諸表の自己資本を平成19年9月期の自己資本の金額又は直前の決算期末日の自己資本の金額のうち、いずれか高いほうの金額の75%以上に維持すること
- ② 各決算期の連結財務諸表及び当社単体の財務諸表の営業損益及び経常損益を損失としないこと

なお、上記コミットメントライン契約の契約期間満了に伴い、平成23年10月24日付で新たなコミットメントライン契約(融資枠5,000,000千円)を締結しております。主な財務制限条項は次のとおりです。

- ① 各決算期末日の連結財務諸表の自己資本を平成23年9月期の自己資本の金額又は直前の決算期末日の自己資本の金額のうち、いずれか高いほうの金額の75%以上に維持すること
- ② 各決算期の連結財務諸表の営業損益及び経常損益を損失としないこと

(2) 長期借入金

(平成23年9月30日残高400,000千円)

- ① 各決算期末日の連結財務諸表の純資産の部及び当社単体の純資産の部を各決算期の直前の決算期末日又は平成22年9月期の純資産の部の金額の75%以上にそれぞれ維持すること
- ② 各決算期の連結財務諸表及び当社単体の財務諸表の営業損益及び経常損益を損失としないこと

連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 82,381千円
2. 特別損失の「災害による損失」は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によるもので、主な内訳は以下のとおりであります。

災害資産の原状回復費用等	79,313千円
被災した取引先・従業員に対する復旧支援費用及び営業休止期間中の固定費	53,144千円
計	132,458千円

3. 特別損失の「減損損失」は、以下の資産グループについて減損損失を計上したものであります。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
〇C 仙台ビル (宮城県仙台市)	賃貸用不動産	建物、土地

(2) 減損損失の認識に至った経緯

収益性が低下した賃貸用不動産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(334,461千円)として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物	124,890千円
土地	209,570千円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位である管理会計上使用している事業区分等の単位によりグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを2.33%で割引いて算出しております。

4. 特別損失の「退職特別加算金」及び「事務所移転費用」は、当社グループの安定した高収益体質及び市場競争力強化の実現を目指し、経営体制を強化するため、事務所拠点の移転の決定や人員最適化等の諸施策に伴い発生した費用であります。

事務所移転費用の主な内容は、賃貸借契約の中途解約に伴う違約金及び固定資産の臨時償却費等であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 5,840,420株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成22年12月21日開催の当社定時株主総会において次のとおり決議しております。

配当金の総額 41,209千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7.5円

基準日 平成22年9月30日

効力発生日 平成22年12月22日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成23年12月20日開催の当社定時株主総会において決議する予定であります。

配当金の総額 38,036千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7.5円

基準日 平成23年9月30日

効力発生日 平成23年12月21日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（行使期間未到来のものを除く）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

流動資産

未払費用否認額	33,101千円
未払金否認額	91,122千円
未払事業税否認額	3,997千円
賞与引当金否認額	133,068千円
受注損失引当金否認額	115,545千円
工事進行基準赤字工事	80,629千円
繰越欠損金	8,882千円
その他	19,580千円
小計	485,927千円
評価性引当額	△25,980千円
合計…①	459,947千円

固定資産

減損損失否認額	271,192千円
ゴルフ会員権評価損否認額	1,029千円
役員退職慰労引当金否認額	89,990千円
退職給付引当金否認額	39,331千円
繰越欠損金	448,258千円
資産調整勘定	122,684千円
その他	50,337千円
小計	1,022,824千円
評価性引当額	△597,908千円
合計…②	424,916千円

繰延税金負債

固定負債

前払年金費用	△90,004千円
固定資産圧縮積立金	△140,387千円
資本連結に伴う資産の評価差額	△162,871千円
その他	△2,588千円
合計…③	△395,851千円

繰延税金資産（流動）（①）	459,947千円
繰延税金資産（固定）と繰延税金負債（固定）の相殺額…④	91,855千円
繰延税金資産（固定）の純額（②－④）	333,060千円
繰延税金負債（固定）の純額（③＋④）	△303,996千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因別内訳

法定実効税率	40.7%
(調整項目)	
交際費等永久に損金と認められないもの	△3.0%
住民税均等割額	△4.5%
のれん償却	△4.2%
評価性引当額の増加額	△48.2%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△19.2%

退職給付会計関係の注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として、主として規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度並びに厚生年金基金制度(厚生年金基金の代行部分を含む)を採用しておりますが、一部連結子会社については、適格退職年金制度、あるいは確定拠出企業年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しております。

厚生年金基金制度は総合設立方式であり、退職給付に係る会計基準(企業会計審議会平成10年6月16日)注解12により年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。各年金基金の年金資産残高のうち、拠出金割合等を基準として計算した当社及び連結子会社における当連結会計年度末の年金資産残高は8,246,911千円であります。また、一部連結子会社については、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度に加入しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)

	建設コンサルタンツ 厚生年金基金	全国地質調査業 厚生年金基金	大阪府建築 厚生年金基金
年金資産の額	141,748百万円	58,553百万円	40,796百万円
年金財政計算上の 給付債務の額	173,530百万円	70,572百万円	54,799百万円
差引額	△31,781百万円	△12,020百万円	△14,003百万円

(2) 制度全体に占める当社グループの拠出金割合(平成23年3月31日現在)

建設コンサルタンツ厚生年金基金	4.80%
全国地質調査業厚生年金基金	2.24%
大阪府建築厚生年金基金	0.75%

(3) 補足説明

建設コンサルタンツ厚生年金基金

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高27,162百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

全国地質調査業厚生年金基金

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高7,582百万円、資産評価調整額2,723百万円及び繰越不足金1,715百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

大阪府建築厚生年金基金

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,588百万円及び繰越不足金5,414百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項（平成23年9月30日現在）

①退職給付債務	△4,348,540千円
②年金資産	3,303,681千円
③未積立退職給付債務（①+②）	△1,044,858千円
④未認識過去勤務債務	△155,947千円
⑤未認識数理計算上の差異	651,832千円
⑥連結貸借対照表計上額純額（③+④+⑤）	△548,973千円
⑦前払年金費用	11,721千円
⑧退職給付引当金（⑥-⑦）	△560,695千円

（注）一部の連結子会社では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

①勤務費用	293,777千円
②利息費用	78,120千円
③期待運用収益	△36,946千円
④過去勤務債務の費用の処理額	△26,369千円
⑤数理計算上の差異の処理額	45,179千円
⑥小計（①+②+③+④+⑤）	353,761千円
⑦確定拠出年金拠出額	20,155千円
⑧前払退職金	7,101千円
⑨厚生年金基金掛金拠出額（代行部分を含む）	473,479千円
⑩退職給付費用（⑥+⑦+⑧+⑨）	854,496千円

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「①勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- | | |
|-----------------|---|
| ①退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ②割引率 | 2.0% |
| ③期待運用収益率 | 1.5% |
| ④過去勤務債務の額の処理年数 | 主に11年
(従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。) |
| ⑤数理計算上の差異の処理年数 | 主に8年、9年
(従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。) |

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース資産の内容は、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、必要な資金は社債（私募債）発行及び銀行借入により調達しております。グループ内金融制度と、シンジケート方式によるコミットメントライン契約、当座借越契約及び長期借入金により、安定した資金調達を行っております。

デリバティブ取引は、金利変動リスクのヘッジ及び支払金利の軽減を主な目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、外貨建の営業債権については、為替の決済レートが未確定であるため、その変動リスクを負っております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については発行体の信用リスクに晒されています。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。なお、外貨建の営業債務については為替の決済レートが未確定であるため、その変動リスクを負っております。

社債（私募債）及び借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。なお、借入金のうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を行うことにより当該リスクを回避しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、所定の社内規程に従い、営業債権である受取手形及び売掛金に係る与信について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、回収遅延債権の状況をモニタリングすること等により回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、為替の変動リスクに晒されておりますが、毎月通貨別に行き差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

投資有価証券については、定期的の時価を把握し、株式市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、非上場株式については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

社債（私募債）及び借入金の固定金利と変動金利の構成割合、デリバティブ取引（金利スワップ取引）によるヘッジについては、金利市場の動向を勘案しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを履行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、年次・月次の資金計画に基づき運転資金の需要を把握し、コミットメントライン契約、当座借越契約及び長期借入金契約により必要な資金調達枠を確保して流動性リスクを低減しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。（（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,267,167	1,267,167	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,182,188	5,182,188	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	112,699	112,699	—
(4) 差入保証金	913,334	831,566	△81,768
資産計	7,475,390	7,393,621	△81,768
(1) 支払手形及び買掛金	1,475,355	1,475,355	—
(2) 短期借入金	1,670,000	1,670,000	—
(3) 1年内償還予定の社債	340,000	340,000	—
(4) 社債	1,190,000	1,203,037	13,037
(5) 長期借入金	550,000	555,429	5,429
負債計	5,225,355	5,243,821	18,466
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、返還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入（発行）を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	25,150
非上場関係会社株式	11,200

賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都や宮城県に保有する自社利用不動産の一部をオフィスビル（土地を含む）として賃貸しております。また、北海道や長野県などに遊休不動産（主に遊休土地）を有しております。平成23年9月期における賃貸オフィスビルの賃貸損益は38,119千円（賃貸収入は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価(千円)
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
662,528	△112,567	549,960	708,590

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、主に減損損失及び減価償却による減少であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 981円96銭
- 1株当たり当期純損失(△) △180円01銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成23年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,524,968	流動負債	2,620,105
現金及び預金	142,888	短期借入金	2,115,000
短期貸付金	3,320,000	1年内償還予定の社債	340,000
その他	62,080	未払金	124,925
		賞与引当金	2,845
		その他	37,334
固定資産	7,182,476	固定負債	2,898,495
有形固定資産	3,553	社債	1,190,000
工具、器具及び備品	3,553	長期借入金	550,000
無形固定資産	4,601	長期未払金	1,154,815
ソフトウェア	4,601	退職給付引当金	3,680
投資その他の資産	7,174,321	負債合計	5,518,601
関係会社株式	7,141,381	純資産の部	
その他	32,940	科 目	金 額
繰延資産	25,496	株主資本	5,209,596
社債発行費	25,496	資本金	503,062
資産合計	10,732,942	資本剰余金	4,433,054
		資本準備金	3,435,266
		その他資本剰余金	997,788
		利益剰余金	549,512
		その他利益剰余金	549,512
		繰越利益剰余金	549,512
		自己株式	△276,032
		評価・換算差額等	4,744
		その他有価証券評価差額金	4,744
		純資産合計	5,214,340
		負債純資産合計	10,732,942

損 益 計 算 書

(自 平成22年10月1日)
(至 平成23年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	252,181	
関係会社経営管理料	502,000	754,181
販売費及び一般管理費		406,046
営 業 利 益		348,135
営業外収益		
受取利息	36,101	
受取配当金	740	
その他	784	37,625
営業外費用		
支払利息	56,031	
社債利息	7,268	
社債発行費償却	6,052	
支払手数料	8,309	
その他	5,573	83,236
経 常 利 益		302,524
特別損失		
固定資産除却損	2,300	
事務所移転費用	1,217	3,517
税引前当期純利益		299,007
法人税、住民税及び事業税		1,209
法人税等調整額		50,245
当 期 純 利 益		247,551

株主資本等変動計算書

(自 平成22年10月1日)
(至 平成23年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成22年9月30日残高	503,062	3,435,266	997,788	4,433,054	343,170	343,170
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	△41,209	△41,209
当期純利益	-	-	-	-	247,551	247,551
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	206,342	206,342
平成23年9月30日残高	503,062	3,435,266	997,788	4,433,054	549,512	549,512

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成22年9月30日残高	△161,385	5,117,901	-	-	5,117,901
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	△41,209	-	-	△41,209
当期純利益	-	247,551	-	-	247,551
自己株式の取得	△114,646	△114,646	-	-	△114,646
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	4,744	4,744	4,744
事業年度中の変動額合計	△114,646	91,695	4,744	4,744	96,439
平成23年9月30日残高	△276,032	5,209,596	4,744	4,744	5,214,340

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 3～10年
 - ② 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。
4. 引当金の計上基準
 - ① 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. ヘッジ会計の処理方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,949千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,321,585千円
短期金銭債務	584,187千円
長期金銭債務	1,150,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
販売費及び一般管理費	53,676千円
営業取引以外の取引	67,513千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項
普通株式 768,881株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

流動資産

未払金否認額	495千円
未払事業税否認額	341千円
未払費用否認額	147千円
賞与引当金否認額	1,158千円
小計	2,143千円
評価性引当額	△2,143千円
合計	－千円

固定資産

退職給付引当金否認額	1,497千円
繰越欠損金	20,891千円
子会社株式評価損否認額	171,143千円
その他	7,589千円
小計	201,122千円
評価性引当額	△201,122千円
合計	－千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因別内訳

法定実効税率	40.7%
(調整項目)	
役員給与の損金不算入額	1.0%
交際費等永久に損金と認められないもの	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されないもの	△34.0%
住民税均等割額	0.4%
評価性引当額の増加額	8.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.2%

退職給付会計関係の注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度並びに厚生年金基金制度（厚生年金基金の代行部分を含む）を採用しております。

当該厚生年金基金制度は総合設立方式であり、退職給付に係る会計基準（企業会計審議会 平成10年6月16日）注解12により年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。各年金基金の年金資産残高のうち、拠出金割合等を基準として計算した当社における当事業年度末の年金資産残高は66,665千円であります。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）

建設コンサルタンツ厚生年金基金	
年金資産の額	141,748,250千円
年金財政計算上の給付債務の額	173,530,016千円
差引額	<u>△31,781,766千円</u>

(2) 制度全体に占める当社の拠出金割合（平成23年3月31日現在）

0.048%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高27,162,087千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合と一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項（平成23年9月30日現在）

①退職給付債務	△4,627千円
②年金資産	1,638千円
③未積立退職給付債務（①+②）	<u>△2,988千円</u>
④未認識数理計算上の差異	△692千円
⑤退職給付引当金（③+④）	<u>△3,680千円</u>

3. 退職給付費用に関する事項（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

①勤務費用	531千円
②利息費用	20千円
③期待運用収益	△15千円
④数理計算上の差異の費用処理額	△167千円
⑤小計(①+②+③+④)	369千円
⑥厚生年金基金掛金拠出額（代行部分を含む）	3,811千円
⑦退職給付費用(⑤+⑥)	4,181千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	2.0%
③期待運用収益率	1.5%
④数理計算上の差異の処理年数	8年

（従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。）

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	㈱オリエンタル コンサルタンツ	東京都 渋谷区	500	インフラ・ マネジメン トサービ ス事業 その他事業	100.0	役員の兼任 経営管理 配当の受取 資金の貸付 資金の借入	経営管理料 (注 3)	380,000	—	—
							配当金の受取 (注3)	228,987	—	—
							子会社株式 の取得	—	未払金 長期未払金	100,000 1,150,000
							資金の貸付 (注 1)	1,767,123	短期貸付金	2,790,000
							貸付金利息 (注 2)	26,089	未収収益	180
							借入金利息 (注 2)	29,964	未払費用	22,031
							被債務保証 (注 4)	900,000	—	—
	大成基礎設計㈱	東京都 文京区	450	環境・マネ ジメン トサービ ス事業 その他事業	100.0	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注 1)	406,136	短期貸付金	330,000
							貸付金利息 (注 2)	5,990	—	—
	㈱エイテック	東京都 渋谷区	95	インフラ・ マネジメン トサービ ス事業	100.0	資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 (注 1)	19,780	短期貸付金	—
							貸付金利息 (注 2)	291	—	—
							資金の借入 (注 1)	54,547	短期借入金	120,000
借入金利息 (注 2)							374	—	—	
㈱中央設計 技術研究所	石川県 金沢市	30	インフラ・ マネジメン トサービ ス事業	61.7	資金の借入	資金の借入 (注 1)	138,904	短期借入金	300,000	
						借入金利息 (注 2)	951	未払費用	631	
吉井システム リサーチ㈱	福岡県 福岡市	10	その他事業	100.0	資金の貸付	資金の貸付 (注 1)	197,630	短期貸付金	130,000	
						貸付金利息 (注 2)	2,915	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び資金の借入の取引金額については、平均残高を記載しております。
2. 当社グループ金融規則に基づく貸付・借入であり、金利については、市場金利を勘案して決定しております。なお、㈱オリエンタルコンサルタンツへの借入金利息には、未払金及び長期未払金に対する利息が含まれております。
3. 持株会社である当社が示す基準に準拠し、決定しております。
4. ㈱オリエンタルコンサルタンツからの債務保証は、当社が発行する社債(私募債)について同社が債務を保証したものであり、取引金額には社債残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,028円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 47円29銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年11月15日

株式会社A C Kグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近隆也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A C Kグループの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A C Kグループ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年11月15日

株式会社ACKグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近隆也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ACKグループの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査室長からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室長等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年11月17日

株式会社ACKグループ	監査役会
常勤監査役	藤澤清司 ㊟
社外監査役	岸和正 ㊟
社外監査役	吉川修二 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - ①当社普通株式1株につき金7.5円
 - ②総額38,036,543円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案第45条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第10条（自己の株式の取得）を削除するものであります。
- (2) また、上記の変更に伴い現行定款第46条について所要の変更を行うとともに、条文の新設・削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、附則の削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
<u>（自己の株式の取得）</u>	
<u>第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u>	（削 除）
<u>第11条～第44条</u> （条文省略）	<u>第10条～第43条</u> （現行どおり）
第7章 計 算	第7章 計 算
<u>第45条</u> （条文省略）	<u>第44条</u> （現行どおり）
（新 設）	<u>（剰余金の配当等の決定機関）</u>
	<u>第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u>
（剰余金の配当等）	（剰余金の配当等）
第46条 当社は、 <u>株主総会の決議によって</u> 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	第46条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>3 配当財産が金銭である場合は、その期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>4 未払いの期末配当金及び中間配当金配当財産には利息をつけない。</p>	<p>2 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>3 配当財産が金銭である場合は、その期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>4 未払いの期末配当金及び中間配当金配当財産には利息をつけない。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>（設立に際して出資される財産の価額の最低額）</u></p> <p><u>第1条 当会社の設立は、会社法第772条の株式移転による。</u></p> <p><u>当会社の設立に際して出資される財産の価額の最低額は金500,950千円とする。</u></p> <p><u>（最初の事業年度）</u></p> <p><u>第2条 当会社の最初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、当社設立日から平成18年9月末日とする。</u></p>	<p>（削 除）</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ひろ たに あき ひこ 廣 谷 彰 彦 昭和20年8月8日生	昭和43年4月 (株)オリエンタルコンサルタンツ入社 平成7年12月 同社 取締役 国際事業部長 平成9年12月 同社 常務取締役 営業本部長 平成11年12月 同社 取締役専務役員 営業本部長 平成13年12月 同社 代表取締役社長 平成18年8月 当社 代表取締役社長(現任) 平成21年12月 (株)オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役会長(現任) 【重要な兼職の状況】 (株)オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役会長	96,500株
2	の ぎき ひで のり 野 崎 秀 則 昭和33年9月23日生	昭和57年4月 (株)オリエンタルコンサルタンツ入社 平成7年4月 同社 東京事業本部環境文化部 景観デザイン室長 平成11年11月 (株)中央設計技術研究所 取締役 平成12年12月 同社 代表取締役社長 平成17年12月 (株)オリエンタルコンサルタンツ 取締役執行役員 関西支社長 平成19年10月 同社 取締役常務役員 事業本部長 平成20年8月 同社 取締役常務役員 S C事業本部長 平成21年10月 同社 取締役常務役員 経営企画担当 平成21年12月 同社 代表取締役社長(現任) 平成21年12月 当社 取締役 連携推進担当 平成23年10月 当社 取締役 事業推進統括(現任) 【重要な兼職の状況】 (株)オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長	14,700株
3	ひら やま みつ のぶ 平 山 光 信 昭和27年11月9日生	昭和52年4月 大成基礎設計(株)入社 平成9年4月 同社 東京支社長 平成11年11月 同社 取締役 技術本部長 平成16年9月 同社 代表取締役社長 平成20年12月 当社 取締役 経営企画本部長 平成22年12月 当社 取締役 統括管理本部長 平成23年10月 当社 取締役 経営管理本部長(現任) 大成基礎設計(株) 取締役会長(現任) 【重要な兼職の状況】 大成基礎設計(株) 取締役会長	4,480株

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠く場合に備え、補欠取締役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、補欠取締役候補者の選任については、候補者が監査役を辞任することを停止条件としております。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
かし 岸 和正 昭和26年11月17日生	昭和59年4月 弁護士登録 東京富士法律事務所入所 平成2年4月 同所 パートナー弁護士(現任) 平成17年12月 ㈱オリエンタルコンサルタンツ 社外監査役 平成18年6月 持田製薬㈱ 社外取締役(現任) 平成18年8月 当社 社外監査役(現任) 【重要な兼職の状況】 東京富士法律事務所パートナー弁護士 持田製薬㈱ 社外取締役	—

- (注) 1. 補欠取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岸和正氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 岸和正氏は、弁護士として企業法務に精通し、特にコンプライアンスの専門家としての豊富な知識・経験と高い倫理観に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、その知識、経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、補欠の社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 岸和正氏は、現在、当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年4ヶ月となります。
5. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款において社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、補欠の社外取締役候補者である岸和正氏が、社外取締役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限度が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。また、候補者からは、監査役が任期中に退任し、所定の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

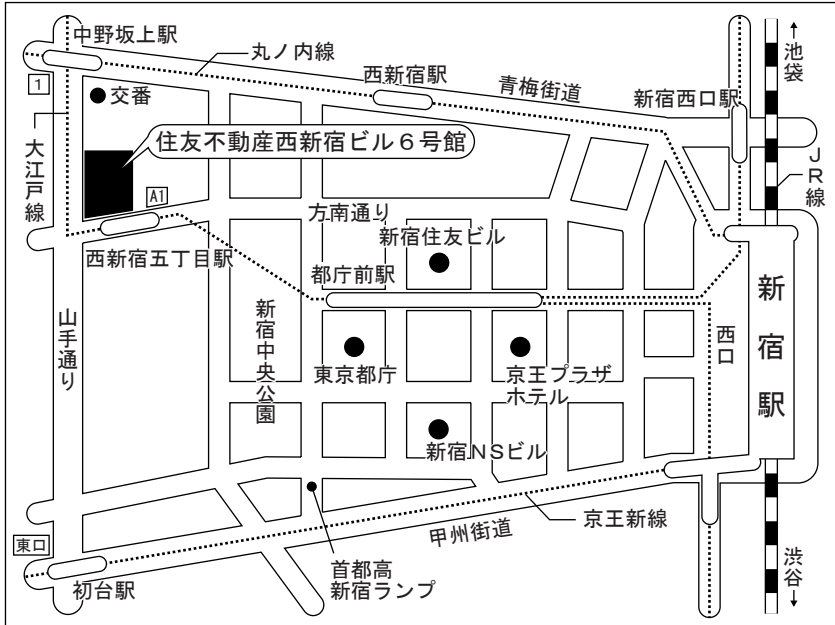
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏生年 月 日	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
たきぐちとしろう 瀧口敏郎 昭和24年9月28日生	昭和48年4月 ㈱三井銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 昭和60年7月 同行 トロント駐在事務所長 平成5年7月 さくらグローバルキャピタル(米国) 副社長 平成8年6月 ㈱さくら銀行(現㈱三井住友銀行) ボンベイ(現ムンバイ)支店長 平成13年4月 ㈱三井住友銀行 業務監査部グループ長 平成20年5月 創建ホームズ㈱ 執行役員総務部長 平成20年11月 当社 理事 財務担当 平成23年10月 当社 理事 監査室長(現任)	500株

(注) 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図



場所 東京都渋谷区本町三丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館
株式会社ACKグループ 2階 会議室

交通 都営大江戸線「西新宿五丁目駅」 A1出口 徒歩3分
東京メトロ丸の内線・都営大江戸線「中野坂上駅」 1番出口
徒歩12分
京王新線「初台駅」 東口 徒歩13分

(お願い)

当会場には駐車場がございませんので、誠に恐縮ですが、公共の交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。